

開発許可制度事務ハンドブック

4

4 開発許可制度申請手続

県土整備部

建築開発課

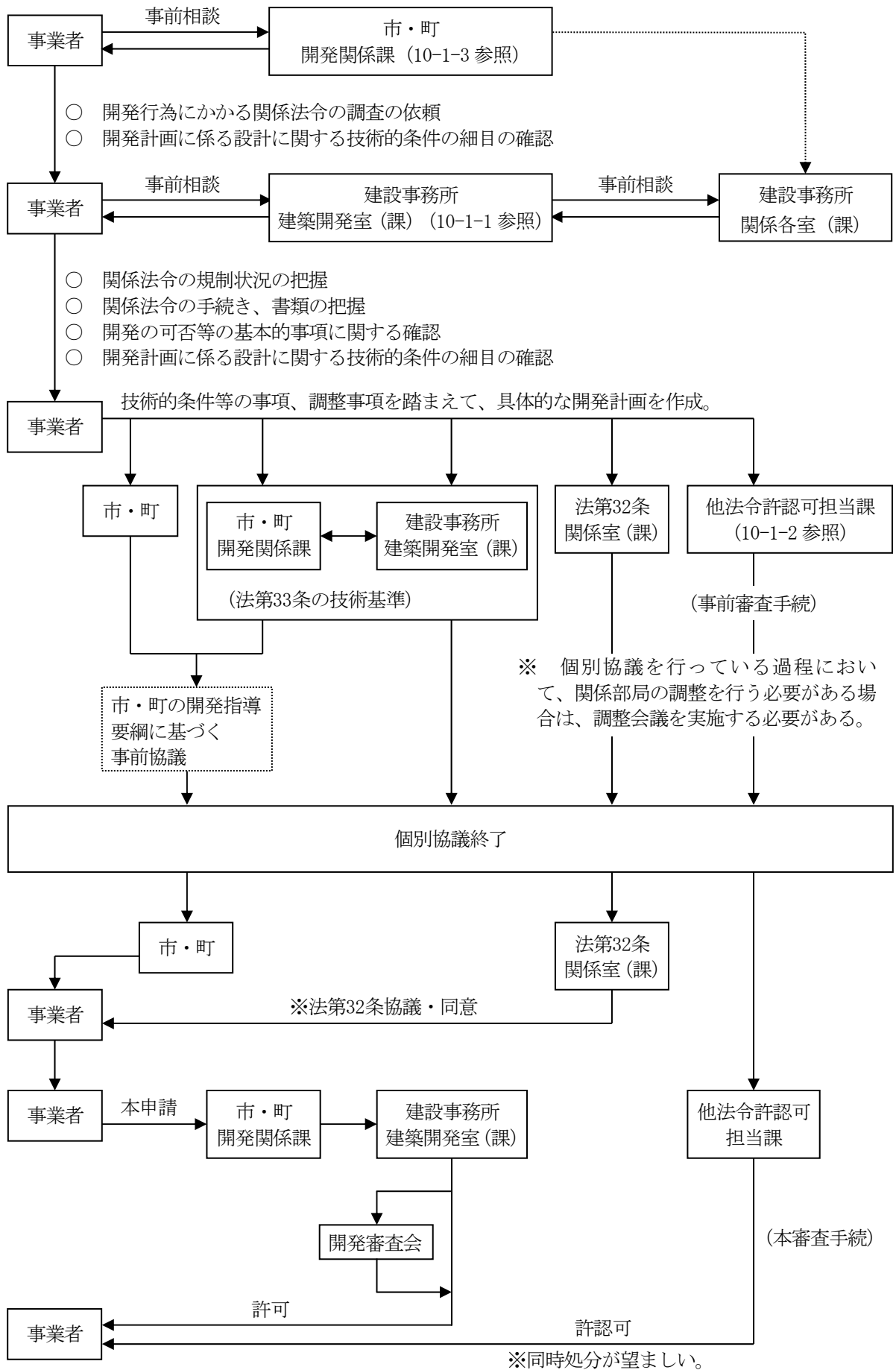
4 開発許可制度申請手続

4-1	法第29条の許可等を受けるための手続	4-1
4-2	法第29条(又は法第34条の2)及び第43条に係る申請書等の作成要領	4-2
4-2-1	申請書の作成要領	4-2
4-2-2	設計図書等の作成要領	4-4
4-2-3	法第34条各号に関する申請に係る添付資料	4-9
4-2-4	一般注意事項(書類作成時の留意事項)	4-10
4-3	その他の手続(都市計画法施行細則等)	4-12
4-3-1	開発行為等にかかる全体の流れ	4-12
4-3-2	都市計画法施行細則の趣旨	4-13
4-3-3	開発許可申請(法第29条)関係	4-13
4-3-4	既存権利の届出(法第34条第13号)関係	4-13
4-3-5	開発許可の特例(法第34条の2)関係	4-13
4-3-6	開発行為変更許可(法第35条の2)関係	4-14
4-3-7	開発行為変更届出(法第35条の2)関係	4-14
4-3-8	工事着手関係(許可条件)	4-14
4-3-9	工事施行関係	4-15
4-3-10	工事中止と再開関係(許可条件)	4-16
4-3-11	工事完了(法第36条)関係	4-16
4-3-12	建築承認(法第37条)関係	4-17
4-3-13	工事廃止(法第38条)関係	4-18
4-3-14	建築物の形態制限の特例許可(法第41条)関係	4-18
4-3-15	予定建築物等の建築等許可(法第42条)関係	4-18
4-3-16	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可 (法第43条)関係	4-18
4-3-17	地位承継(法第44、45条)関係	4-18
4-3-18	開発登録簿(法第47条)関係	4-18
4-3-19	規則第60条証明関係	4-19
4-3-20	その他	4-19
4-4	申請様式	4-22
	・ 書類の提出部数一覧	4-22
	・ 開発行為許可申請書(別記様式第2)	4-23
	・ 開発行為許可申請書(別記様式第2の2)	4-25
	・ 設計説明書(第3号様式)	4-27
	・ 資金計画書(別記様式第3)	4-29
	・ 同意証明書(第4号様式)	4-31
	・ 設計者資格証明書(第5号様式)	4-32
	・ 申請者の資力及び信用に関する申告書(第1号様式)	4-33
	・ 工事施行者の能力に関する申告書(第2号様式)	4-34
	・ 既存権利届出書(第6号様式)	4-35
	・ 開発行為(変更)協議書(第6号様式の2)	4-36
	・ 開発行為変更許可申請書(第6号様式の3)	4-38
	・ 開発行為変更届出書(第6号様式の4)	4-40

- ・ 工事着手届出書(第6号様式の5(その1)) 4-41
- ・ 関係法令の許可状況を示す資料(第6号様式の5(その2)) 4-42
- ・ 開発行為許可標識(第7号様式) 4-43
- ・ 工事施行状況報告書(第7号様式の2) 4-44
- ・ 開発行為に係る災害発生報告書(第7号様式の3) 4-45
- ・ 工事中止(再開)届出書(第7号様式の4) 4-46
- ・ 工事完了届出書(別記様式第4) 4-47
- ・ 公共施設工事完了届出書(別記様式第5) 4-48
- ・ 公共施設の用に供する土地の帰属(寄付採納)に関する調書(規則第11条関係添付資料) 4-49
- ・ 建築等承認申請書(第8号様式) 4-50
- ・ 開発行為に関する工事の廃止の届出書(別記様式第8) 4-51
- ・ 建築物の形態制限の特例許可申請書(第8号様式の2) 4-52
- ・ 予定建築物等以外の建築等許可申請(協議)書(第9号様式) 4-53
- ・ 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書
(別記様式第9) 4-54
- ・ 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書(第9号様式の2) 4-56
- ・ 地位承継届出(承認申請)書(第10号様式) 4-57
- ・ 開発登録簿写し交付申請書(第11号様式) 4-58
- ・ 都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書(第11号様式の2) 4-59

4-1 法第29条の許可等を受けるための手続

(協議(法第34条の2)、変更許可(法第35条の2)等においても、当該図を参考に必要な手続を行う)



4 開発許可制度申請手続

4-2 法第29条(又は法第34条の2)及び第43条に係る申請書等の作成要領

4-2-1 申請書の作成要領

※法第29条、協議(法第34条の2)、変更許可(法第35条の2)にかかる書類は各申請書等の裏面に示す通し番号と一致している。

(法第43条、宅開条例については番号は一致しないが、並び順は同じである)。

○：必要書類 ×：不要書類

書類の名称	様式	都市計画法			法第43条	(参考) 宅開 (7章 参照)	備考(その他添付図書)
		法第29条・第34条の2(※1) 法第35条の2(※2)					
		自己居住用	自己業務用	その他用			
市町長の意見書		○	○	○	○	○	市町にて添付
(1)設計説明書	細則第3号様式	×	○	○	×	○ (※3)	
(2)資金計画書	省令様式第3	×	○(1ha以上のみ)	○	×	×	当該開発行為に関する収支計画等
(3)地番表(3筆以上の場合)		○	○	○	○	○	地番の若い順に町名、地番、地積(公簿)、所有者その他の権利者を記入
(4)公共施設管理者の同意書		○	○	○	×	×	市町および必要に応じて国又は県に同意を求める書ならびに協議書を提出し、その同意および協議書を添付
(5)公共施設管理予定者との協議経過書(32条協議)		○	○	○	×	×	
(6)関係権利者の同意書(法第33条第1項第14号)	細則第4号様式	○	○	○	×	×	開発区域内及び開発区域外における関連工事の区域内の土地又は建築物その他の工作物について、開発行為の施設又は工事の実施の妨げとなる所有権、地上権、抵当権等の権利者の同意書(各権利者の印鑑証明書を添付)
(7)消防協議の経過を示す書面		×	○	○	×	○	
(8)申請区域外の工事施行許可書等		○	○	○	×	○	
(9)土地登記事項証明書		○	○	○	○	○	
(10)地籍図(公図)の写し		○	○	○	○	○	法務局備え付けの公図の写し(登記官の認証印のあるものに限る。)
(11)設計者資格証明書	細則第5号様式	○(1ha以上のみ)	○(1ha以上のみ)	○(1ha以上のみ)	×	×	最終学校卒業証明書、実務経験証明書、主な設計経歴等を添付
(12)申請者の資力及び信用に関する申告書	細則第1号様式	×	○(1ha以上のみ)	○	×	×	申告書記載の書類以外に業務経歴書、宅地建物取引業の免許証の写し等を添付 <添付する納税証明書について> ・法人：前年度の法人税(国税：その1、納税額等証明用)及び事業税(県税：法人事業税)の納税証明書 ・個人：前年度の所得税(その1、納税証明書)の納税証明書
(13)工事施行者の能力に関する申告書	細則第2号様式	×	○(1ha以上のみ)	○	×	×	申告書記載の書類以外に建設業の許可書の写し等を添付

書類の名称	様式	都 市 計 画 法				法第 43条	(参考) 宅開 (7章 参照)	備考(その他添付図書)
		法第29条・第34条の2(※1) 法第35条の2(※2)			法第 43条			
		自己居住用	自己業務用	その他用				
(14) 法第34条各号証明書		○	○	○	○	×	第4-2-3章参照	
(44) その他知事が必要と認める書類	工程表、占用許可書の写し、工事危険物調書、河川法第29条許可の写し、国有地の区域編入同意書、水利権利者の同意書、消防の長の同意書等							

(※1) 協議(法第34条の2)の場合は、(2)(6)(11)(12)(13)にかかる書類は添付不要。

(※2) 変更許可(法第35条の2)の場合は、変更に係る書類のみ添付すれば足りる。

(※3) 三重県宅地開発事業の基準に関する条例の設計説明書は、同条例施行規則第3号様式による。

4 開発許可制度申請手続

4-2-2 設計図書等の作成要領

(1) 法第29条開発行為許可申請書の設計図書(規則第16条、第17条)

※協議(法第34条の2)、変更許可(法第35条の2)、宅地開発条例の場合も同様

図書の名称	明 示 事 項	縮 尺	備 考
(15) 開発区域位置図	方位 開発位置(赤色着色のこと) 開発地域からの雨水、汚水の放流経路(青色着色のこと)	1/25,000 ~1/10,000	地形図等に明示すること。
(16) 開発区域図			
(17) 現況図	方位、地形、開発区域の境界(赤色着色のこと)、 開発区域及び開発区域周辺の公共施設の管理者・現状幅員(雨水、汚水の放流経路は青色着色のこと) 令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団及び同条第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況	1/500又は 1/2,500	区域区分地図でよい(市町にある)等高線は、2mの標高差を示すものであること。 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が1ha(令第23条の3ただし書の規定に基づき、都道府県知事が別に規模を定めたときは、その規模)以上の開発行為について記載すること。
(18) 地積図(公図)集合図	開発区域の境界(赤枠)、土地の地番及び形状、 区域外工事の範囲(赤ハッチング)		申請区域を赤線で囲み、民有地以外は色別すること(赤、青道等)。 地積図(公図の写し)を複写し、集合させる必要がある場合は添付すること。
(19) 求積図(全体及び各公共施設)	全体面積、求積表(各宅地、公共・公益施設用地別)	1/1,000 以上	
(20) 実測図にもとづく公共施設の新旧対照図	方位、開発区域の境界(赤枠)、既存、新設の公共施設の位置及び対照番号、色別 色別は次のとおり (新設) (既存) (廃止) 道路 赤 茶 黄 水路 緑 青 空	1/1,000 以上	既存の公共施設に変更がある場合に限る。
(21) 土地利用計画図	方位、開発区域の境界線(赤枠)、 予定建築物の敷地の形状および規模、敷地に係る予定建築物等の用途 公共施設の位置および形状(道路、公園等) 公益施設の位置および形状(処理施設等) 樹木又は樹木の集団の位置 緩衝帯の位置及び形状 境界、区域界に設置する杭等の種類 区域外工事の範囲(赤ハッチング)	1/1,000 以上	凡例は、各予定建築物等により着色のこと。 現地貯留調整池、地下貯留調整池の場合はその範囲を明確にすること。

図書の名称	明 示 事 項	縮 尺	備 考
(22) 造成計画平面図	開発区域の境界(赤枠)、方位 切土または盛土をする部分及び計画高、がけ(地表面が水平面に対して30度を超える角度を成す土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下、この項、規則第23条、規則第27条第2項及び規則第34条第2項において同じ。)又は擁壁の位置および形状 法面の勾配および保護方法 区域外工事の範囲(赤ハッチング)	1/1,000以上	切土の場合は黄色、盛土の場合は赤色にて色別すること。 切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。
(23) 造成計画断面図	切土または盛土をする前後の地盤面 地盤高(基準高を入れる) 切土または盛土の色別(切土—黄 盛土—赤) 法面の勾配および保護方法	1/1,000以上	法面の保護方法については、がけに該当する場合に明示すること。
(24) 土工定規図	切土又は盛土をする場合の標準断面		土質や勾配、盛土条件などを記載。 盛土部分については、おおむね30cm以下の撒き出しとし、建設機械にて締固めを行うことを記載
(25) 雨水施設計画平面図	方位、開発区域の境界(赤枠)、排水区域の区域界・区域面積並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称、放流先の排水路形状、寸法、調整池を設置する場合は直接放流区域・区域面積	1/1,000以上	排水施設の区域界及び直接放流区域について、これらを明示した流域図を別途添付する場合は、図示することを要しない。
(26) 汚水施設計画平面図	方位、開発区域の境界(赤枠)、下水道施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、流下方向、既存下水道施設の名称及び位置、形状、寸法		
(27) 給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法、消火栓防火水槽の位置	1/1,000以上	自己居住用開発の場合は必要がない。 排水(雨水又は汚水)施設計画平面図にまとめて図示してもよい。
(28) がけ断面図	がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の高さ)、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	1/50~1/20	切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること。 擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。

4 開発許可制度申請手続

図書の名称	明 示 事 項	縮 尺	備 考
(29)擁壁断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、水抜穴の位置、材料及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤及び背後の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
(30)防火水槽構造図		1/50以上	
(31)排水施設構造図	排水施設構造詳細図 開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水桝、吐口、汚水処理場	1/50～1/20	
(32)調整池構造図	調整池構造詳細図		調整池を設置する場合に添付
(33)流末水路構造図	放流される水路、河川の構造詳細図 放流口の排水施設構造詳細図 放流される水路及び河川の常水面	1/50～1/20	
(34)道路計画平面図	道路の中心線、幅員、勾配及び延長	1/1,000 以上	自己居住用開発の場合は必要がない。 造成計画平面図にまとめて図示してもよい。
(35)道路計画縦断面図	測点、勾配、計算高、地盤高、縦断、平面曲線、単距離、追加距離 道路記号、基準線	1/1,000 以上	自己居住用開発の場合は必要がない。
(36)道路断面図	路面、路盤の詳細、道路横断勾配、幅員 人孔の形状(点線にて記入) 道路側溝の位置、形状、寸法、埋設管の位置、雨水桝及び取付管の形状、寸法	1/50～1/20	自己居住用開発の場合は必要がない。
(37)排水計画縦断面図	人孔位置、寸法、測点、種類、構造、排水渠の管径、土被り、勾配、地盤高	1/1,000 以上	自己居住用開発の場合は必要がない。 道路計画縦断面にまとめて図示してもよい。
(38)防災工事計画平面図	方位、等高線、計画道路線、段切位置、へドロ除去位置、除去深さ、防災施設の位置、形状、寸法、名称、流土計画、工事中の雨水排水経路、防災措置時期及び期間	1/1,000 以上	原則として1ha以上の場合に添付
(39)防災施設構造図		1/100以上	原則として1ha以上の場合に添付
(40)排水流量計算書			1ha未満の場合は、第5-1-43章による。
(41)擁壁等構造計算書(又は建築確認済証)			
(42)安定計算書			

図書の名称	明 示 事 項	縮 尺	備 考
(43) 予定建築物等の図面	1 平面図(各室の用途、各寸法) 2 建築面積及び延べ面積求積表 3 立面図		分譲宅地開発で建築物未定の場合には必要がない。 改築、用途の変更にあつては従前の建築物の平面図も必要。
<p>※ 令第28条第4号に基づく地滑り抑止ぐい等及び同条第7号に基づく(地下水を排出するための)排水施設については必要に応じ設置することとなっているが、以下項目について必要性を検討したうえ、申請書に検討結果等及びその措置等を記載。</p> <p>(1)地滑り抑止ぐい等の設置については、現地地盤及び盛土材の土質性状等より必要性を検討</p> <p>(2)排水施設の設置については、現地における地下水の状況を確認し、地下水の存在によりがけ崩れや土砂流出が発生するかどうかにより必要性を検討</p> <p>※ 設計図書等にはこれを作成した者がその氏名を記載しなければならない。</p>			

4 開発許可制度申請手続

(2) 法第43条第1項 建築物の新築、改築又は用途変更許可申請書の設計図書(規則第34条)

※法第43条にかかる申請書の作成要領は4-2-1を参照

図書の名称	明示事項	縮尺	備考
付近見取図 (位置図)	1 方位 2 敷地の位置 3 敷地の周辺の公共施設 4 敷地から排出される雨水、汚水(処理済み汚水を含む)の放流方向、放流系統	1/3,000 以上	4 青線着色のこと。
地積図(公図)集合図	申請区域の境界(赤枠)、並びに土地の地番及び形状、区域外工事の範囲(赤ハッチング)		申請区域を赤線で囲み、民有地以外は色別すること(赤、青道等)。集合させる必要がない場合は添付不要。
敷地求積図	求積表	1/100以上	申請部分着色のこと。
敷地現況図 (土地利用計画図)	1 敷地周辺の道路 2 敷地の境界 3 建築物の位置 4 がけ、擁壁の位置 5 排水施設の位置、水の流れの方向、吐口の位置、放流先名称	1/100以上	1 道路幅、側溝幅 2 赤線着色 5 構造、寸法を記入すること。 水の流れには青線着色すること。
宅地の断面図	縦断、横断 (現況図へ断面線を記入) 境界(赤線着色)	1/200以上	高低2辺以上(必要に応じて)敷地勾配、道路との高低差、付近敷地との高低差を記入のこと。
断面詳細図	1 がけ、擁壁 (勾配、保護の方法、種類、水抜穴の寸法及び間隔) 2 排水施設(形状、種類、各寸法)	1/50以上	1 高低差が生じる場合種類に応じて必要 2 種類に応じて必要
予定建築物等の図面	1 平面図(各室の用途を記入)、各寸法 2 建築面積及び延べ面積求積表 3 立面図	1/100以上	改築、用途の変更にあつては従前の建築物の平面図も必要

※これ以外に、必要に応じて、補足、追加図書を要求する場合がある。

※排水施設について、有効に下水が排水できるかどうか、計算によらなければ判断できない場合は排水流量計算書を添付すること。(排水流量計算書の添付については、第5-1-43章による取扱いを準用することも可とする。)

※設計図書等にはこれを作成した者がその氏名を記載しなければならない。

4-2-3 法第34条各号に関する申請に係る添付資料

該当号	内容	必要な事項	備考
第1号前半	公益施設	各法に適合していること等を証する書面	
第1号後半	日用品・店舗等	1 周辺建築物用途別現況図(主たる対象地域部分) 2 販売、加工、修理等の業務の内容 (商品名、作業内容規模等裏付け資料) 3 業務を営むための資格免許等(必要な場合のみ)	
第2号	資源の活用	1 資源の埋蔵、分布等の状況等を示す図面 2 利用目的、利用方法、利用対象、規模等 3 施設の配置図	1/3,000 程度
第4号	農林漁業用施設	1 利用目的、利用方法、利用対象、規模等 2 生産地との関係、取扱量(裏付証明)	
第6号	中小企業振興のための施設	1 全体計画図 2 事業の概要を説明する書類及び証明	1/500
第7号	既成工場との関連工場	1 既存工場に関する調書 (業種、業態、工程、原料、製品名) 2 申請工場に関する調書 (業種、業態、工程、原料、製品名) 3 両工場の作業工程における関連 4 両工場間の取引高及び全体との比率 5 原材料、製品等に関する輸送計画 6 地場産業については周辺同種工場の分布の状況図	1/3,000 程度
第8号	火薬類の処理貯蔵	1 処理、貯蔵する火薬類の種別数量表 2 処理、貯蔵する内容 3 周辺部の状況、距離	
第9号	火薬類の製造所	同上	
	沿道サービス施設	営業計画概要、取扱品目、前面道路名、幅員、申請者の職業内容、定款又は登記事項証明書(会社組織の場合)、市街化区域からの距離	
	ガソリンスタンド	営業計画概要、取扱量、前面道路名、幅員、申請者の職業内容、定款又は登記事項証明書(会社組織の場合)	
第10号	地区計画又は集落地区計画に適合した開発行為	当該開発行為が地区計画又は集落地区計画に適合している旨を証する市町長の書面(第5-1-7章の意見書に付記することも可)	
第13号	既存権利者	1 既得権を有していたことを証明する書類(既存権利受理書) 2 申請者の職業(法人にあっては業務の内容)に関する書類 (自己の居住用の場合を除く)	
第14号	第14号提案基準	添付書類は、開発審査会提案基準第14号関係を参照(→第5-4章参照)	
	その他の場合	市町又は建設事務所を通じ、必ず建築開発課にて関係資料持参のうえ相談すること。	

4 開発許可制度申請手続

4-2-4 一般注意事項(書類作成時の留意事項)

- (1) 許可申請書は、第4-2-1章、第4-2-2章、第4-2-3章の図書の順に必要とするもののみ(○印は必ず添付)をファイルし、市町担当課窓口へ提出すること(部数は第4-4章を参照)。
- (2) 申請書の作成要領で様式の定まっているものは、インターネット、市町又は建設事務所で配布している。
- (3) 設計図書はすべて屏風折り又は図面袋に入れ、A4判の大きさに統一すること。
- (4) 設計図書が多い場合にはそれぞれ見やすい場所に見出しをつけて図書の目録を添付すること。
- (5) 設計図書等(第4-2-2章に示す図書)に作成者の氏名の記載が必要である。
開発区域が1ha以上の場合、法第31条に規定する一級建築士等法定の有資格者により作成されたものに限る。
- (6) 申請前にすべて地元市町の担当課で事前相談を受けること。(開発審査会の議を必要とする場合はさらに県本庁建築開発課で事前相談を受けること。)
- (7) 法第29条の許可の場合は、開発工事完了後工事完了届出を行い、完了検査をうけて検査済証が発行されて公告がなされないと、原則として建築行為を行うことができない。
- (8) 他の法律との関係
 - (イ) 市街化区域における農地転用の届出には、開発許可を受けたことを証する書面(開発許可証の写し又は開発登録簿の写し)を添付する必要がある。
市街化区域以外における農地転用は農地転用許可が必要であり、原則として、農地転用許可申請を開発許可申請と同時期に行うこと。
 - (ロ) 風致地区内においては各市町の風致地区内における建築等の規制に関する条例による風致地区内行為許可申請を同時に行うこと。
 - (ハ) その他
道路法、河川法、国有財産法、砂防法、自然公園法等、開発行為に関する他法令に基づくものについては、都市計画法の許可申請とは別途に許認可申請を行うこと。
- (9) 工区の設定等
相当規模の開発行為を行う場合、開発区域の中に「工区」を設定して申請することができる。この場合、工事完了は工区単位で取扱う。
- (10) 予定建築物等
本法の開発行為は、建築物等の建築等を目的とする土地の区画形質の変更をいい、許可申請にあたっては必ず予定建築物等の用途並びに敷地の規模配置を確定することとされている。
 - ア 予定建築物等の用途は、法第33条第1項第1号及び市街化調整区域内においては法第34条に規定する開発許可基準に適合するか否かの判断が基準となるものである。
 - イ 予定建築物等の敷地の規模配置も、法第33条第1項第2号から第5号までの基準の適合の根拠となる。従って、設計は街区のみでなく個々の敷地の形態規模まで確定する必要があり、開発行為完了後建築確認の際の敷地確認の基礎ともなる。
予定建築物等の規模は申請の事項ではない。これは、一般に住宅地分譲などの場合には土地造成の段階では不明の場合が多いと思われるからである。しかし、例えば工場建設の場合で廃水処理等に特別の配慮を必要とするときは相当の程度まで規模、業務の内容を把握する必要がある。
- (11) 自己居住用、自己業務用、その他用の別
「自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別」を記載させるのは、各々許可基準が異なっているからである。
「自己の居住の用に供する」とは、開発行為を施行する主体が自らの生活の本拠として使用することをいう趣旨であるので、当然自然人に限られることとなり、会社が従業員宿舍の建設のために行う開発

行為、組合が組合員に譲渡することを目的とする住宅の建設のために行う開発行為は、これに該当しない。

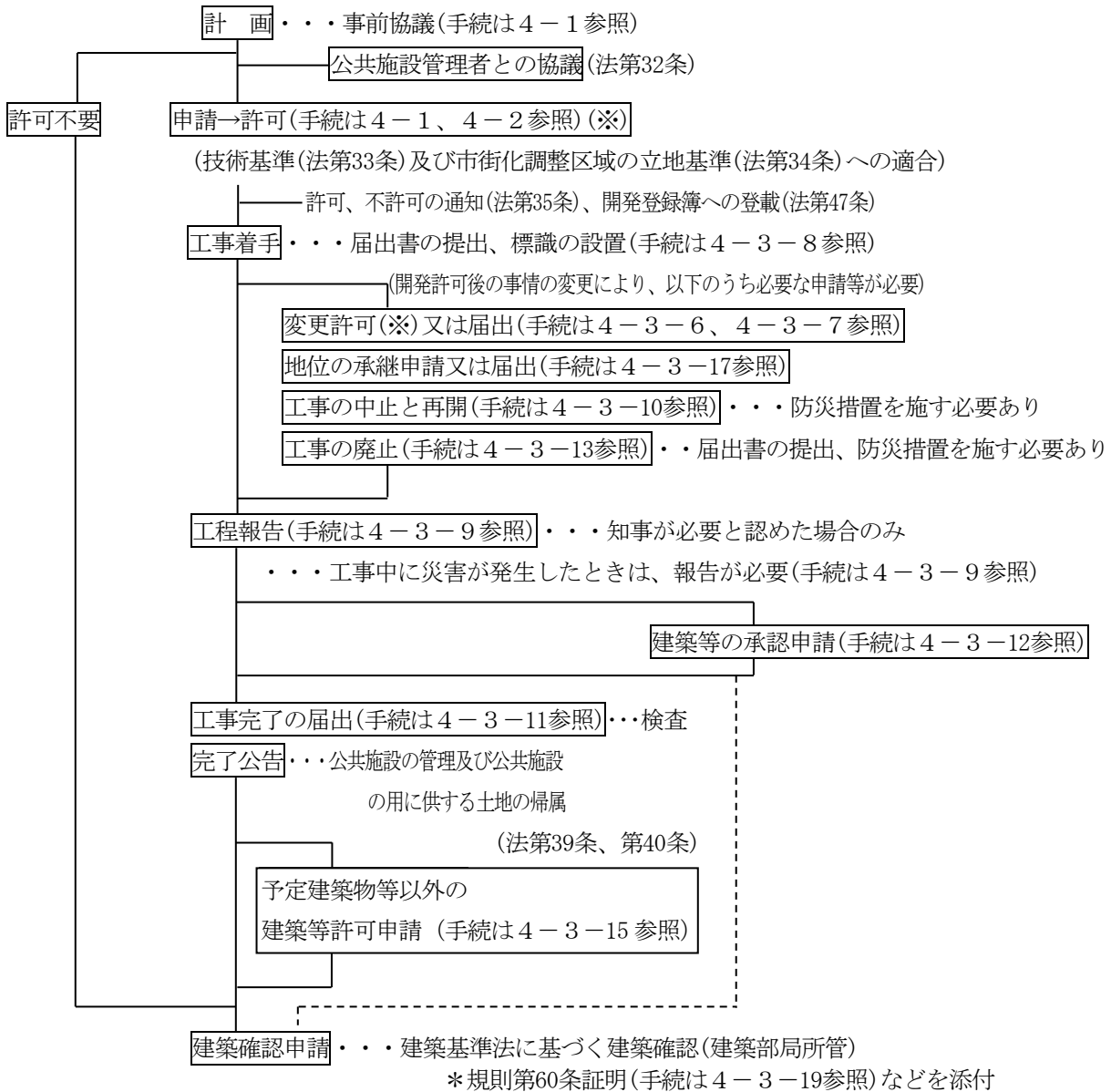
「自己の業務の用に供する」とは、当該建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われることであり、また、文理上この場合は住宅を含まないので、分譲又は賃貸のための住宅の建設又は宅地の造成のための開発行為は該当しないことはもちろん、貸事務所、貸店舗、有料老人ホーム等も該当しないが、ホテル、旅館、結婚式場、中小企業等協同組合が設置する組合員の事業に関する共同施設、企業の従業員のための福利厚生施設等は、これに該当する(第2-6章に一覧表あり)。

4 開発許可制度申請手続

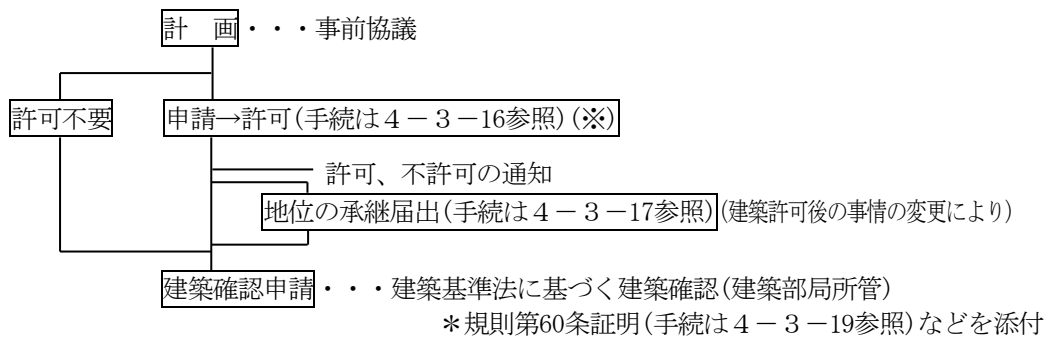
4-3 その他の手続(都市計画法施行細則等)

4-3-1 開発行為等にかかる全体の流れ

(1) 開発行為を伴う場合



(2) 開発行為を伴わない場合(市街化調整区域のみ)



(※) 国等の行う開発行為等に関する特例(手続は4-3-5、4-3-16参照)

国等の行う開発行為にあつては、協議が成立することをもって許可があつたものとみなされる。

なお、※のものだけ通常様式と別の様式となるが、他は通常の様式と同じである。

4-3-2 都市計画法施行細則の趣旨

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

[解説] この規則は、県が開発許可等を行う場合の事務手続きを定めている。施行時特例市である四日市市、事務処理市町村である津市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市は各市で規則を定めているので、各市の規則を参照のこと。

(参考) 都市計画法施行細則 昭和45年8月25日三重県規則第43号公布

[沿革] 昭和48年12月21日三重県規則第75号、50年3月28日第19号、52年8月2日第42号、58年12月6日第42号、平成4年3月31日第27号、4年7月17日第58号、4年10月20日第70号、5年6月25日第36号、6年11月29日第106号、7年8月15日第58号、8年11月29日第63号、9年3月18日第88号、9年3月31日第116号、10年4月1日第35号、11年3月30日第76号、11年12月3日第115号、13年1月5日第3号、13年5月18日第61号、15年3月28日第36号、17年3月7日第9号、18年1月10日第5号、18年3月31日第53号、19年11月30日第64号、24年3月21日第4号、25年2月26日第8号、28年3月4日第8号、30年3月22日第30号、令和2年12月25日第99号 改正

4-3-3 開発許可申請(法第29条)関係

(開発許可申請書の添付書類)

第2条 法第29条第1項又は第2項の規定により開発行為の許可(以下「開発許可」という。)を受けるため、法第30条第1項に規定する申請書を提出しようとする者は、当該申請書に同条第2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

- 一 開発区域の土地の登記事項証明書
- 二 申請者の資力及び信用に関する申請書(第1号様式)
- 三 工事施行者の能力に関する申告書(第2号様式)
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、設計説明書(第3号様式)によるものとする。

3 省令第17条第1項第三号に規定する書類は、同意証明書(第4号様式)によるものとする。

4 省令第17条第1項第四号に規定する書類は、設計者資格証明書(第5号様式)によるものとする。

[解説] 添付書類は、別記様式第2(又は第2の2)の裏面にまとめてあるので参照されたい(作成要領は第4-2章による)。

4-3-4 既存権利の届出(法第34条第13号)関係

(既存権利届出書)

第3条 法第34条第13号の規定による届出をしようとする者は、既存権利届出書(第6号様式)を提出しなければならない。

4-3-5 開発許可の特例(法第34条の2)関係

(開発行為協議書等)

第4条 法第34条の2第1項の規定(法第35条の2第4項の規定により準用する場合を含む。)による協議を行おうとする者は、知事が必要と認める書類を添付して、開発行為(変更)協議書(第6号様式の2)を提出しなければならない。

4 開発許可制度申請手続

〔解説〕

法第34条の2に基づく協議を行う場合は、法第29条に基づく申請書の代わりに当該申請書を使用するが、その他の様式は、通常の開発許可申請と同様である。

添付書類は、第6号様式の2の裏面にまとめてあるので参照されたい(作成要領は第4-2章による)。

4-3-6 開発行為変更許可(法第35条の2)関係

(開発行為変更許可申請書)

第5条 法第35条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書(第6号様式の3)を提出しなければならない。

〔解説〕

(1) 変更許可申請手続

変更許可申請は、開発許可申請と全く同様の手続で行い、法第33条等の規定に従って審査し、処分する。また、開発行為変更概要書を添付することとし、設計説明書は新旧に分けて記入すること。設計図面についても、朱線で新旧を対照できるように作成すること。

(2) 変更許可申請の添付図書について

申請書には、当初許可に添付されている図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

ただし、以下に該当する場合には新たに該当図書を添付しなければならない。

- ① 変更後の開発行為の面積が1ha以上となるもの(→設計者の資格)
- ② 公共施設に関する事項を変更する場合(→公共施設に係る協議及び同意)
- ③ 令第23条各号(20ha以上の開発)に掲げる者との協議に係る事項で以下の変更をしようとする場合(→公共施設に係る協議)
 - 1) 開発区域の位置、区域又は規模
 - 2) 予定建築物の用途
 - 3) 協議すべき者に係る公共施設の設計

4-3-7 開発行為変更届出(法第35条の2)関係

(開発行為変更届出書)

第6条 法第35条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、開発行為変更届出書(第6号様式の4)を提出しなければならない。

4-3-8 工事着手関係(許可条件)

(工事の着手)

第7条 開発許可を受けた者は、工事に着手しようとするときは、あらかじめ、工事着手届出書(第6号様式の5)を提出しなければならない。

(標識の設置)

第8条 開発許可を受けた者は、開発行為に係る工事の施行期間中当該工事現場の見やすい場所に、開発行為許可標識(第7号様式)を設置するものとする。

〔解説〕

(1) 工事着手届出書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

(イ) 許可後工事着工が遅れた場合には、遅延理由を明記すること。

(ロ) 許可時に開発に対する権利関係者の同意が不足していたものについては、不足分の関係権利者の同意書(詳細は第4-2-1参照)を添付すること。

(2) 着手の期限(許可条件)

- (イ) 許可後2年以内に着手すること。
- (ロ) その2年をやむをえず超えるおそれがあるときは、市町又は県に理由及び今後の着手の見込みなどを報告して指示を受けること。
- (ハ) この場合あきらかに許可内容の開発行為を行う意思ないし能力を欠いていると判断される場合は開発許可を取り消すことがある。

なお、開発工事に着手するときは、規則第8条に基づき、開発区域の見やすい場所に標識(第7号様式)を設置すること。

4-3-9 工事施行関係

(工程報告等)

第9条 開発許可を受けた者は、開発区域の防災状況等を把握するために知事が必要と認める場合においては、工事施行状況報告書(第7号様式の2)を提出しなければならない。

2 開発許可を受けた者は、工事施行に当たり不測の事態により災害が発生したときは、速やかに開発行為に係る災害発生報告書(第7号様式の3)を提出しなければならない。

[解説]

工事中は、次の点に留意して工事を行うこと。

(1) 一般的注意事項

- (イ) 付近住民及び開発区域に隣接する土地所有者の意見を尊重し、問題が生じないよう留意して工事を行うこと。
- (ロ) 1ha以上の開発行為の現場にはその工事中、現場責任者を常駐させ災害防止に努めるとともに許可に係る図書を現場に常備しておくこと。
- (ハ) 開発区域外周の境界には工事着手前に耐久性のある杭等を設置して、現地の明示を行い、また、やむをえず工事中に移設する必要がある場合には移設後できるだけ早く元に戻すこと。

(2) 工程に関する注意事項

工程計画をたてるにあたり、次のことに留意して計画すること。

- (イ) 土工事は防災堰堤、仮排水路、防災柵等の防災工事が完成してから着手すること。
- (ロ) 切土、盛土又は捨土は強風時、台風襲来時又は梅雨時に行わない様努めること。
- (ハ) 開発区域外の開発行為に関する公共施設工事については、必要に応じて、その工事を区域内の工事(防災工事を除く。)より先に行うこと。(河川改修、水路の付替えなど。)

(3) 仕様について

施工は国土交通省「宅地防災マニュアル」及び「三重県公共工事共通仕様書」を参考にして行うこと。

(4) 施工管理に関する注意事項

- (イ) 工事の監理はできる限り設計者が行うこと。
- (ロ) 工事の監理が設計者の手を離れ工事施行者に引継がれる場合は、許可の内容を十分に把握の上適切な施工を行うこと。
- (ハ) 現場条件は当初計画段階では十分に把握しがたいので、着手後個々の条件に変更があればそれに対応した工法で、構造物等の安全性が確保されるよう施工を行うこと。

この場合、変更手続を必要とする場合があるので許可権者の指示を受けること。

(ニ) フィルダム工事の場合、その施工管理は(公社)日本河川協会・「防災調節池等技術基準(案)」第1編第4章堤体施工基準を参考に行うこと。

(ホ) 開発規模等により市町及び県とで工事中現場の防災パトロールを実施して指導することがある。

(5) 防災計画と災害発生報告

4 開発許可制度申請手続

- (イ) 防災計画は工事の進捗に即応した適切な対策となるよう心がけること。
- (ロ) 工事中は天気予報に注意し大雨の予想されるときには事前に災害防止の措置を講じること。
- (ハ) 防災体制(組織、緊急時の連絡、防災資材の備え等)を確立して万が一の災害に備えること。
- (ニ) やむを得ず不測の事態により災害が発生したときには、その復旧等適切な措置を講ずるとともに速やかに開発行為に係る災害発生報告書を提出すること。

4-3-10 工事の中止と再開関係(許可条件)

(工事の中止と再開)

第10条 開発許可を受けた者は、開発行為に係る工事を中止したときは、遅滞なく、工事中止(再開)届出書(第7号様式の4)を提出しなければならない。

2 開発許可を受けた者は、開発行為に係る工事の中止の届出をした工事を再開しようとするときは、あらかじめ、工事中止(再開)届出書(第7号様式の4)を提出しなければならない。

[解説]

開発行為に関する工事を着手後、工事をあきらかに中止する場合には許可権者と協議のうえ工事中止届を提出すること。その場合、現地の防災措置を十分に行ったうえで、中止すること。不完全と思われる場合は、中止期間も考慮して、十分な防災措置となるよう指導することがある。

また、中止した工事を再開する場合にはあらかじめ工事再開届を提出すること。

4-3-11 工事完了(法第36条)関係

(工事完了届出書の添付書類等)

第11条 法第36条第1項の規定により工事が完了した旨の届出をするため、省令第29条に規定する工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書を提出しようとする者は、当該届出書に次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

- 一 完成図(土地利用計画図、造成計画平面図及び排水計画平面図)
- 二 別表第1の上欄に掲げる工事の種類に応じ、同表下欄に定める事項を明らかにした写真その他の資料
- 三 その他知事が必要と認める書類

別表第1

擁壁工事 (高さが1m以下のものを除く。)	(1)根切りを完了したときの状況 (2)基礎の配筋、厚さ及び幅 (3)基礎設置地盤の地耐力及び基礎ぐいの耐力 (4)壁体の配筋及び厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ (5)裏込め砕石の厚さ (6)水抜き穴及びその周辺の状況
切土工事及び盛土工事	(1)切土における地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの設置、土の置換えその他の措置 (2)盛土における撒き出し及び締固めの施工状況 (3)急傾斜面に盛土をする場合における盛土工事開始前の段切りその他の措置 (4)地下水排除工の施工状況

排水施設工事	(1)根切りを完了したときの状況 (2)暗渠(きょ)排水施設を敷設したときの状況
洪水調整池工事	(1)根切りを完了したときの状況 (2)基礎の配筋、厚さ及び幅 (3)基礎設置地盤の地耐力及び基礎ぐいの耐力 (4)壁体の配筋及び厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ (5)裏込め砕石の厚さ (6)水抜き穴及びその周辺の状況 (7)オリフィスの設置状況
道路工事	(1)道路を舗装する場合における路床及び路盤の施工状況 (2)道路を舗装する場合における路盤の厚さ及び幅
給水施設工事及び貯水施設工事	(1)根切りを完了したときの状況 (2)底版又は床版等の配筋 (3)給水管を敷設したときの状況
その他の工事	(1)知事が必要と認める事項

〔解説〕

工事完了時は、次に掲げる事項に留意して完了届出書を提出すること。

- (1)事業者は開発許可の内容どおりに全ての工事が完了したかどうかの確認を十分に行ったのち工事完了届出書を提出すること。
- (2)市町等に帰属される公共施設がある場合には、「公共施設の用に供する土地の帰属(寄付採納)に関する調書」に登記嘱託書と印鑑証明書の写しを添付し、提出すること。
- (3)検査の結果開発許可の内容に適合している場合は、検査済証を交付する。
- (4)別表第1について
 - (イ) 工事の施行状況、とくに工事完成後埋設される部分の工事については、工事写真など施工管理資料により施工状況を記録しておくこと。埋設部分で写真がなく確認できないときは、完了検査で破壊検査を指示することがある。
 - (ロ) 別表第1中、知事が必要と認める事項は以下のようなものがある。
 - ① 調整池、沈砂池の容量及び堰堤(オリフィス含む)の出来形管理資料
 - ② 1m以下の擁壁で特殊なもの又は重要なものに関する施工状況
 - ③ 基礎ぐいを施工する場合の施工状況及び寸法
 - ④ 軟弱地盤対策のある場合その地盤改良工事と沈下計測
 - ⑤ 法面整形後の状況(法高5m以上のもの)
 - (ハ) なお、これ以外にも市町の指示により追加して要求される資料がある場合、完了届出書の添付資料とは別に当該市町へのみ提出すること。
 - (ニ) 写真及び資料はすべてA4規格としてまとめること。
 - (ホ) 写真が多い場合略図等を挿入するなどして説明を加えたり見出しをつけて整理して提出すること。
- (5)その他知事が必要と認める書類として、確定測量図、現況・完成写真等を提出すること。

4-3-12 建築承認(法第37条)関係

(建築等承認申請書)

第12条 法第37条第一号の規定による承認を受けようとする者は、建築等承認申請書(第8号様式)を提出しなければならない。

4 開発許可制度申請手続

[解説]

当該申請において、原則として、建築物の敷地ごとに当該承認を受ける必要がある。なお、建築物の敷地とは建築基準法における敷地を指す。

4-3-13 工事廃止(法第38条)関係

(開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付書類)

第13条 法第38条の規定により開発行為を廃止し、省令第32条に規定する届出書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

- 一 工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類(廃止に伴い損なわれた公共施設の回復計画、災害防止計画、今後の用途等)
- 二 開発区域位置図
- 三 現況図
- 四 その他知事が必要と認める書類

[工事廃止時にかかる留意点]

工事途中において開発行為を廃止する場合は、現地の防災措置を万全に施すこと。

廃止届の受理は現地を確認し、防災措置等について問題がないと判断される場合に行うものとする。

4-3-14 建築物の形態制限の特例許可(法第41条)関係

(建築物の形態制限の特例許可申請書)

第14条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物の形態制限の特例許可申請書(第8号様式の2)を提出しなければならない。

4-3-15 予定建築物等の建築等許可(法第42条)関係

(予定建築物等以外の建築等許可申請書)

第15条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者及び同条第2項の規定による協議を行おうとする国の機関は、予定建築物等以外の建築等許可申請(協議)書(第9号様式)を提出しなければならない。

4-3-16 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可(法第43条)関係

(建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書の添付書類等)

第16条 法第43条第1項の規定により建築等の許可を受けるため、省令第34条第1項の規定による申請書を提出しようとする者は、当該申請書に同条第2項に定めるもののほか、知事が必要と認める書類を添付して、提出しなければならない。

- 2 法第43条第3項の規定による協議を行おうとする者は、知事が必要と認める書類を添付して、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書(第9号様式の2)を提出しなければならない。

4-3-17 地位承継(法第44、45条)関係

(地位承継届出書等)

第17条 法第44条の規定により地位の承継があつたときは、相続人その他の一般承継人は、遅滞なく地位承継届出書(第10号様式)を提出しなければならない。

- 2 法第45条の規定により地位の承継の承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書(第10号様式)を提出しなければならない。

4-3-18 開発登録簿(法第47条)関係

(開発登録簿)

第18条 省令第38条の規定により開発登録簿閲覧所を開発行為に係る土地の所在地を所管する建設事務所に置く。

- 2 開発登録簿(第10号様式の2)の閲覧時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
- 3 開発登録簿閲覧所の休日は、三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日とする。

- 4 建設事務所長は、開発登録簿を整理し、その他必要があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず、閲覧時間を短縮し、及び前項に規定する休日以外に休日を定めることができる。この場合においては、その旨を開発登録簿閲覧所に掲示するものとする。
- 5 開発登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧所に備付けの開発登録簿閲覧名簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。
- 6 開発登録簿の閲覧を行う者は、当該登録簿を、開発登録簿閲覧所の外に持ち出してはならない。
- 7 建設事務所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、開発登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。
- 一 前項の規定に違反した者
 - 二 開発登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれのある者
 - 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者
- 8 法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿写し交付申請書(第11号様式)を提出しなければならない。

〔解説〕

開発登録簿は、本庁許可分も建設事務所で作成、閲覧等を行う。

4-3-19 規則第60条証明関係

(都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書)

第20条 省令第60条の規定による書面の交付を受けようとする者は、都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書(第11号様式の2)を提出しなければならない。

4-3-20 その他

(書類の提出部数)

第21条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、別表第二に定めるとおりとする。

別表第2

区分	申請等の種類	書類の提出部数	
		建設事務所案件	本庁案件
1	(1) 法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可の申請 (2) 法第34条の2第1項の規定による協議(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。) (3) 法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更許可の申請 (4) 法第35条の2第3項の規定による開発行為の変更の届出 (5) 法第36条第1項の規定による開発行為に関する工事完了の届出 (6) 法第37条第1項の規定による建築等承認の申請 (7) 法第38条の規定による開発行為の廃止の届出 (8) 法第41条第2項ただし書の規定による建築の許可の申請 (9) 法第42条第1項ただし書の規定による建築等の許可の申請	正本1部、副本2部。 ただし、申請等に係る区域が2以上の市町にわたるときは、副本は開発区域が存する市町(指定都市等及び事務処理市を除く。)の数に1を加えた部数とする。	正本1部、副本3部。 ただし、申請等に係る区域が2以上の市町にわたるときは、副本は開発区域が存する市町(指定都市等及び事務処理市を除く。)の数に、開発区域に存する市町(指定都市等及び事務処理市を除く。)を所管する建設事務所の数を加え、さらに1を加えた部数とする。

4 開発許可制度申請手続

	<p>(10) 法第 43 条第 1 項の規定による建築等の許可の申請</p> <p>(11) 法第 43 条第 3 項の規定による建築等の協議</p> <p>(12) 法第 44 条の規定による地位の承継の届出</p> <p>(13) 法第 45 条の規定による地位の承継の承認の申請</p>		
2	<p>(1) 法第 34 条第十三号に規定する土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者の届出</p> <p>(2) 省令第 60 条の規定による書面の交付の申請（法第 53 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合を除く。）</p>	<p>正本 1 部、副本 2 部。 ただし、申請等に係る区域が 2 以上の市町にわたるときは、副本は開発区域が存する市町（指定都市等及び事務処理市を除く。）の数に、開発区域が存する市町（指定都市等及び事務処理市を除く。）を所管する建設事務所の数を加えた部数とする。</p>	
3	<p>(1) 法第 47 条第 5 項の規定による開発登録簿の写しの交付の申請</p>	<p>正本 1 部</p>	
4	<p>(1) 第 7 条の規定による工事着手の届出</p> <p>(2) 第 9 条第 1 項の規定による工事施行状況の報告</p> <p>(3) 第 9 条第 2 項の規定による災害発生の報告</p> <p>(4) 第 10 条第 1 項の規定による工事の中止の届出</p> <p>(5) 第 10 条第 2 項の規定による工事の再開の届出</p>	<p>正本 1 部、副本 2 部。 ただし、申請等に係る区域が 2 以上の市町にわたるときは、副本は開発区域が存する市町（指定都市等及び事務処理市を除く。）の数に、1 を加えた部数とする。</p>	<p>正本 1 部、副本 3 部。ただし、申請等に係る区域が二以上の市町にわたるときは、副本は開発区域が存する市町（指定都市等及び事務処理市を除く。）の数に、開発区域に存する市町（指定都市等及び事務処理市を除く。）を所管する建設事務所の数を加え、さらに 1 を加えた部数とする。</p>
5	<p>(1)~(3) (略)</p>	<p>(略)</p>	

備考 この表において「建設事務所案件」とは、三重県事務決裁及び委任規則（平成14年三重県規則第36号）別表第1 県土整備部建築開発課の表第8号の項の事務（第5号の項については、同表県土整備部都市政策課の表第1号の項の事務）において、地域機関の決裁区分となるものを、「本庁案件」とは、本庁の決裁区分となるものをいう。

(書類の経由)

第22条 法、政令、省令又はこの規則の定めるところにより提出する書類は、開発区域（第14条に規定する書類を提出する場合は建築を行う土地の区域、第15条又は第16条に規定する書類を提出する場合は建築等を行う土地の区域。以下この項において「開発区域等」という。）を所管する市町（法第29条第1項に規定する指定都市等（以下「指定都市等」という。）及び三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第2号）別表第2の15の項の下欄に掲げる市町（以下「事務処理市」という。）を除く。）の長を経由した上で、開発区域等を所管する建設事務所の長を経由し提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第18条第8項の規定により提出する書類は、市町の長を経由せず、開発区域を所管する建設事務所に提出しなければならない。

3 (略)

(身分証明書)

第23条 法第27条第1項及び法第82条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(第12号様式)とする。

(公告の方法)

第24条 法第36条第3項及び法第81条第2項の規定による公告は、三重県公報に登載して行うものとする。

(監督処分に係る標識)

第25条 法第81条第3項の規定による標識は、第13号様式のとおりとする。

[解説]

申請書等の書類の提出部数は、第21条（別表第2）に定めるとおりであるが、詳細は第4-4章参照のこと。

4 開発許可制度申請手続

4-4 申請様式

○書類の提出部数一覧

				書類の提出部数	
				建設事務所取扱案件	本庁取扱案件
法第29条	細則第2条	開発行為許可申請書	別記様式第2	3部	4部
		〃 (第29条第2項の場合)	別記様式第2の2		
		設計説明書	第3号様式		
		資金計画書	別記様式第3		
		同意証明書	第4号様式		
		設計者資格証明書	第5号様式		
		申請者の資力及び信用に関する申告書	第1号様式		
		工事施行者の能力に関する申告書	第2号様式		
法第34条第13号	細則第3条	既存権利届出書	第6号様式	3部	
法第34条の2	細則第4条	開発行為(変更)協議書	第6号様式の2	3部	4部
法第35条の2	細則第5条	開発行為変更許可申請書	第6号様式の3		
	細則第6条	開発行為変更届出書	第6号様式の4		
	細則第7条	工事着手届出書 (別紙)関係法令の許可状況を示す資料	第6号様式の5		
	細則第8条	開発行為許可標識	第7号様式		
	細則第9条	工事施行状況報告書	第7号様式の2	3部	4部
	同第2項	開発行為に係る災害発生報告書	第7号様式の3		
	細則第10条	工事中止(再開)届出書	第7号様式の4		
法第36条	細則第11条	工事完了届出書	別記様式第4	3部	4部(※1)
		公共施設工事完了届出書	別記様式第5		
			公共施設の用に供する土地の帰属(寄附採納)に関する調書		
法第37条	細則第12条	建築等承認申請書	第8号様式	3部	
法第38条	細則第13条	開発行為に関する工事の廃止の届出書	別記様式第8	3部	4部
法第41条	細則第14条	建築物の形態制限の特例許可申請書	第8号様式の2		
法第42条	細則第15条	予定建築物等以外の建築等許可申請(協議)書	第9号様式	3部	4部(※2)
法第43条	細則第16条	建築物の新築、改築若しくは用途の変更 又は第一種特定工作物の新設許可申請書	別記様式第9	3部	4部
	同第2項	同協議書	第9号様式の2		
法第44条 法第45条	細則第17条	地位承継届出(承認申請)書	第10号様式		
法第47条	細則第18条	開発登録簿写し交付申請書	第11号様式	1部	
規則第60条	細則第20条	都市計画法の規定に適合している ことを証する書面の交付申請書	第11号様式の2	3部	

注1 本庁取扱案件は、開発審査会本審査案件、開発区域が1ha以上の案件及び2以上の建設事務所の所管区域に属する案件である。

注2 2以上の市町等の区域にわたる場合は、この表によらず細則第21条(別表第2)に定める部数とする。

※1 開発審査会本審査案件であっても、開発規模が1ha未満のものは建設事務所取扱案件となる。

※2 1ha以上であっても、開発審査会本審査案件でないものは建設事務所取扱案件となる。

別記様式第2(省令第16条関係)

開発行為許可申請書

正 副

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 三重県知事 宛て 許可申請者 住所 氏名 連絡先 住所又は所在地 氏名又は名称 担当者名 電話及びファクシミリ		※手数料は正本の裏面に貼付してください	街調非準
---	--	---------------------	------

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	所在地及び地番			
	2 開発区域の面積	地目	公簿面積	実測面積	
			m ²	m ²	
	3 予定建築物等の用途				
	4 工事施行者住所氏名				
	5 工事着手予定年月日	年	月	日	
	6 工事完了予定年月日	年	月	日	
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己居住用	自己業務用	その他のもの	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由				
9 その他必要な事項					
※ 受付番号	年	月	日	第	号
※ 許可に付した条件					
※ 許可番号	年	月	日	第	号

- 備考 1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
 2 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 4 ※印のある欄は記載しないこと。
 5 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 7 都市計画法に基づく区域区分につき、右上の区分の該当するものに○を付けること。

受付印欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町
------	------	---------	-----

(規格A4)

4 開発許可制度申請手続

三重県 証紙貼付欄				手数料は 正本のみ
1) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">証紙貼付欄 全面のり付</div>	2) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">証紙貼付欄 全面のり付</div>	3) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">証紙貼付欄 全面のり付</div>	4) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">証紙貼付欄 全面のり付</div>	
5) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">証紙貼付欄 全面のり付</div>	6) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">証紙貼付欄 全面のり付</div>	7) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">証紙貼付欄 全面のり付</div>	8) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">証紙貼付欄 全面のり付</div>	
9) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">証紙貼付欄 全面のり付</div>	10) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">証紙貼付欄 全面のり付</div>	11) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">証紙貼付欄 全面のり付</div>	12) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">証紙貼付欄 全面のり付</div>	
手数料額		円		
添付書類（図面等）に○印を付けること。				
	市町長の意見書		(24) 土工定規図	
	(1) 設計説明書（自己居住用を除く。）（第3号様式）		(25) 雨水施設計画平面図	
	(2) 資金計画書（自己居住用、自己業務用(1ha未満)を除く。 (12)(13)も同様（別記様式第3）		(26) 汚水施設計画平面図	
	(3) 地番表（3筆以上の場合）		(27) 給水施設計画平面図（自己居住用を除く。）	
	(4) 公共施設管理者の同意書		(28) がけ断面図	
	(5) 公共施設管理予定者との協議経過書		(29) 擁壁断面図	
	(6) 関係権利者の同意書(印鑑証明書添付)（第4号様式）		(30) 防火水槽構造図	
	(7) 消防協議の経過を示す書面		(31) 排水施設構造図	
	(8) 申請区域外の工事施行許可書等		(32) 調整池構造図	
	(9) 土地（建物）登記事項証明書		(33) 流末水路構造図	
	(10) 地籍図（公図）の写し		(34) 道路計画平面図（自己居住用を除く。）	
	(11) 設計者資格証明書(1ha未満を除く)（第5号様式）		(35) 道路計画縦断面図（自己居住用を除く。）	
	(12) 申請者の資力及び信用に関する申告書(第1号様式)		(36) 道路断面図（自己居住用を除く。）	
	(13) 工事施行者の能力に関する申告書(第2号様式)		(37) 排水計画縦断面図（自己居住用を除く。）	
	(14) 法第34条各号証明書（調整区域の場合）		(38) 防災工事計画平面図（原則として1ha未満の場合を除く。(39)(40)も同様）	
	(15) 開発区域位置図		(39) 防災施設構造図	
	(16) 開発区域区域図		(40) 排水流量計算書	
	(17) 現況図		(41) 構造計算書（又は建築確認済証）	
	(18) 地積図（公図）集合図		(42) 安定計算書	
	(19) 求積図（全体及び各公共施設）		(43) 予定建築物等の図面（平面図・立面図）	
	(20) 実測図に基づく公共施設の新旧対照図		(44) その他知事が必要と認める書類	
	(21) 土地利用計画図			
	(22) 造成計画平面図			
	(23) 造成計画断面図			

別記様式第2の2(省令第16条関係)

開発行為許可申請書

正

副

都市計画法第29条第2項の規定により、開発行為の許可を申請します。

三重県知事 宛て

年 月 日

許可申請者 住所
氏名

連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担当者名
電話及びファクシミリ

※手数料は正本の裏面に貼付してください

外

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	所在地及び地番		
	2 開発区域の面積	地目	公簿面積 ㎡	実測面積 ㎡
	3 予定建築物等の用途			
	4 工事施行者住所氏名			
	5 工事着手予定年月日	年 月 日		
	6 工事完了予定年月日	年 月 日		
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己居住用	自己業務用	その他のもの
	8 その他必要な事項			
※ 受付番号		年 月 日 第 号		
※ 許可に付した条件				
※ 許可番号		年 月 日 第 号		

- 備考 1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町
------------------	------	---------	-----

(規格A4)

4 開発許可制度申請手続

三重県 証紙貼付欄				手数料は 正本のみ
1) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	2) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	3) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	4) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	
5) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	6) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	7) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	8) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	
9) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	10) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	11) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	12) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	
手 数 料 額		円		
添付書類（図面等）に○印を付けること。				
	市町長の意見書		(24) 土工定規図	
	(1) 設計説明書（自己居住用を除く。）（第3号様式）		(25) 雨水施設計画平面図	
	(2) 資金計画書（自己居住用、自己業務用(1ha未満)を除く。 (12)(13)も同様）（別記様式第3）		(26) 汚水施設計画平面図	
	(3) 地番表（3筆以上の場合）		(27) 給水施設計画平面図（自己居住用を除く。）	
	(4) 公共施設管理者の同意書		(28) がけ断面図	
	(5) 公共施設管理予定者との協議経過書		(29) 擁壁断面図	
	(6) 関係権利者の同意書（印鑑証明書添付）（第4号様式）		(30) 防火水槽構造図	
	(7) 消防協議の経過を示す書面		(31) 排水施設構造図	
	(8) 申請区域外の工事施行許可書等		(32) 調整池構造図	
	(9) 土地（建物）登記事項証明書		(33) 流末水路構造図	
	(10) 地籍図（公図）の写し		(34) 道路計画平面図（自己居住用を除く。）	
	(11) 設計者資格証明書（1ha未満を除く）（第5号様式）		(35) 道路計画縦断面図（自己居住用を除く。）	
	(12) 申請者の資力及び信用に関する申告書（第1号様式）		(36) 道路断面図（自己居住用を除く。）	
	(13) 工事施行者の能力に関する申告書（第2号様式）		(37) 排水計画縦断面図（自己居住用を除く。）	
	(14) 法第34条各号証明書（調整区域の場合）		(38) 防災工事計画平面図（原則として1ha未満の 場合を除く。（39）（40）も同様）	
	(15) 開発区域位置図		(39) 防災施設構造図	
	(16) 開発区域区域図		(40) 排水流量計算書	
	(17) 現況図		(41) 構造計算書（又は建築確認済証）	
	(18) 地積図（公図）集合図		(42) 安定計算書	
	(19) 求積図（全体及び各公共施設）		(43) 予定建築物等の図面（平面図・立面図）	
	(20) 実測図に基づく公共施設の新旧対照図		(44) その他知事が必要と認める書類	
	(21) 土地利用計画図			
	(22) 造成計画平面図			
	(23) 造成計画断面図			

4 開発許可制度申請手続

(4) 公益的施設の用地の配置計画

公益的施設の名称							計
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
比率	%	%	%	%	%	%	%

4 公共施設の整備計画

(1) 計画の概要

	道路施設	通路施設	公園・緑地施設	給水施設	排水施設	汚水施設	その他	計
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
比率	%	%	%	%	%	%	%	%

(2) 計画の内容

施設の名称	番号	概要			管理者	用地の帰属	摘要
		延長(寸法)	幅員	面積			
		m	m	m ²			

- 備考1 この説明書は、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）について作成すること。
- 2 3土地利用計画の(4)公益的施設の用地の配置計画の表中「公益的施設の名称」欄は、小学校、保育所、診療所、日用品の販売店舗等を記入すること。
- 3 4公共施設の整備計画の(2)計画の内容の表中「概要」欄は、広場、公園、緑地及び消防の用に供する貯水施設については面積を、下水管渠については内径寸法及び延長を記入すること。
- 4 3土地利用計画の(1)計画の概要（実測面積）における「公共施設用地」欄の「比率」欄の数値は、4公共施設の整備計画の(1)計画の概要における「計」欄の「比率」欄の数値と一致し、3土地利用計画の(1)計画の概要（実測面積）における「公益的施設用地」欄の「比率」欄の数値は、3土地利用計画の(4)公益的施設の用地の配置計画における「計」欄の「比率」欄の数値と一致すること。
- 5 公共施設用地が2以上の者に帰属することとなる場合には、4公共施設の整備計画の(2)計画の内容の表中「摘要」欄にその旨を記入し、当該帰属の状態を示す図面その他の資料を添付すること。

別記様式第3 (省令第16条関係)

資 金 計 画 書

1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額
収 入	自 己 資 金	
	借 入 金	
	処 分 収 入	
	宅 地 処 分 収 入	
	補 助 負 担 金	
	計	
支 出	事 業 費	
	用 地 費	
	工 事 費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	給水施設工事費	
	附 帯 工 事 費	
	事 務 費	
	借 入 金 利 息	
借 入 償 還 金		
	計	

4 開発許可制度申請手続

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科 目		年 度	年 度	年 度	年 度	計
		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事 業 費					
	用 地 費					
	工 事 費					
	整地工事費					
	道路工事費					
	排水施設工事費					
	給水施設工事費					
	附 帯 工 事 費					
	事 務 費					
	借 入 金 利 息					
借 入 償 還 金						
	計					
収 入	自 己 資 金					
	借 入 金					
	処 分 収 入					
	宅地処分収入					
	補 助 負 担 金					
	計					
	借 入 金 の 借 入 先					

第4号様式（細則第2条関係）

同意証明書

年 月 日

三重県知事 宛て

権利者 住所又は所在地
 氏名又は名称及
 び代表者氏名

印

私は 年 月 日同意しました。

なお、私は、当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の妨げとなる次の権利を有するものです。

権利の種類	物 件	所 在 地	面 積 等	摘 要

備考1 「権利の種類」欄は、所有権、抵当権、根抵当権等の別を記入すること。

2 「物件」欄は、土地、建物等の別を記入すること。

3 「摘要」欄は、物件に第三者の権利がある場合には、その旨を記入すること。

4 印鑑証明書を添付すること。

(規格A4)

4 開発許可制度申請手続

第5号様式（細則第2条関係）

設計者資格証明書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

設計者の資格は次のとおりです。

設計者氏名			設計者住所		
建築士法等 による資格	資格内容		取得年月日		登録又は合格の番号
	1級建築士 技術士（ 部門）		年 月 日		
学 歴	学校の名称	学部及び学科	履修した課程		修業年限
実 務 経 歴	勤務先	所在地		職 名	実務経験年数
設 計 経 歴	事業主体	工事施行者名	工事施行場所	開発区域の面積	許可の年月日 及び番号
				ha	
その他設計者の資格要件に関する事項					
<p>設計者は、上記のとおり都市計画法施行規則第19条第（ ）号（ ）に該当する者であることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>使用者 住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名</p>					

- 備考1 「学歴」欄は、設計者の資格に関係のある学歴を記入すること。
- 2 「実務経歴」欄は、宅地開発に関する技術に関係のある経歴を記入すること。
- 3 「設計経歴」欄は、開発区域の面積が20ha以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書を作成した経歴を記入すること。
- 4 「許可の年月日及び番号」欄は、宅地造成等規制法又は都市計画法の規定による許可の年月日及び番号を記入すること。
- 5 この証明書には、「学歴」欄に記載した学校の卒業証明書等を添付すること。

(規格A4)

第1号様式（細則第2条関係）

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

都市計画法第33条第1項第12号に規定する必要な資力及び信用について次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	円		
法令による登録 番号等	法令名 登録番号等 許可の日付又は有効期間				
従 業 員 数	人うち土木建築関係技術者 人				
前年度事業量	円	資 産 総 額	円		
前年度又は前年 の 納 税 額	法人税又は所得税 円		事業税 円		
役員略歴	役 職 名	氏 名	年 齢	勤務年数	資格及び免許の内容

備考1 「設立年月日」、「資本金」及び「役員略歴」欄は、申請者が個人の場合にあっては記入を要しない。

2 「法令による登録番号等」欄は、申請者が宅地建物取引業法による宅地建物取引業者である場合にはその旨及び免許証番号、建築士法による建築士事務所を定めている場合にはその旨及び登録番号又は建設業法による建設業者である場合にはその旨及び登録番号を記入すること。

3 この申告書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 前年度又は前年の法人税又は所得税及び事業税の納税証明書
- (2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票
- (3) 事業経歴書

(規格A4)

4 開発許可制度申請手続

第2号様式（細則第2条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

都市計画法第33条第1項第13号に規定する必要な能力について、次のとおり申告します。

工事施行者の氏名又は名称 及び代表者氏名					
工事施行者の住所 又は所在地					
設立年月日	年 月 日	資本金	円		
法令による登録番号等	法令名 登録番号等 許可の日付又は有効期間				
従業員数	事務関係職員	技術関係職員	労務員	計	
	人	人	人	人	
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税		円	事業税	円
建設業法第26条に規定する 主任技術者の住所及び氏名					
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	勤務年数	資格及び免許の内容
<p>上記の申告の内容は、事実に相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>工事施行者 住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名</p>					

備考1 この申告書は、工事施行者について記入すること。

- 2 「設立年月日」及び「資本金」欄は、工事施行者が個人の場合にあっては記入を要しない。
- 3 「法令による登録番号等」欄は、工事施行者が建築士法による建築士事務所を定めている場合にはその旨及び登録番号又は建設業法による建設業者である場合にはその旨及び登録番号を記入すること。
- 4 この申告書には、工事施行者に係る次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 前年度又は前年の法人税又は所得税及び事業税の納税証明書
 - (2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票
 - (3) 事業経歴書

(規格A4)

第6号様式（細則第3条関係）

既存権利届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担当者名
電話及びファクシミリ

都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり届け出ます。

市街化調整区域 となった年月日	年 月 日		建築又は建設する建築物 又は特定工作物の用途					
職 業	〔法人にあつては その業務の内容〕							
地 名	地 番	地 目	地 積 (㎡)	実 測 地 積 (㎡)	当 該 土 地 の 利 用 に 関 す る 権 利			
					種 類	内 容	取得年月日	所有者氏名

- 備考 1 「建築又は建設する建築物又は特定工作物の用途」欄は、その用途を具体的に記入すること。
 2 「地目」欄は、田、畑、宅地、山林等の区分を記入すること。
 3 「当該土地の利用に関する権利」欄は、土地の利用に関する所有権以外の権利を有する場合に記入すること。
 4 「職業」欄は、自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で権利を有する者は、記入の必要がない。
 5 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 付近見取図（土地の形状及び周辺の状況のわかる1/2500程度のもの）
 (2) 土地の登記事項証明書
 (3) 予定建築物等の配置図
 (4) 農地法許可書の写し（農地法の許可を受け、土地の所有権移転登記がなされていない場合）
 (5) その他知事が必要と認める書類
 6 ※印欄には記入しないこと。

受 付 印 欄	※県建設事務所	※市町

(規格A4)

4 開発許可制度申請手続

第6号様式の2（細則第4条関係）

開発行為（変更）協議書

正

副

街
調
非
準
外

三重県知事 宛て		年 月 日	
協議者 所在地 名 称 代表者氏名			
連絡先 住所又は所在地 氏名又は名称 担当者名 電話及びファクシミリ			
都市計画法第34条の2第1項（第35条の2第4項）の規定により、開発行為の（変更）協議をします。			
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	所在地及び地番	
	2 開発区域の面積	地目	公簿面積 実測面積 ㎡
	3 予定建築物等の用途		
	4 工事施行者住所氏名		
	5 工事着手予定年月日	年 月 日	
	6 工事完了予定年月日	年 月 日	
	7 自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己業務用 その他のもの	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由		
	9 その他必要な事項		
※ 受付番号	年 月 日 第 号		
※ 協議成立の条件			
※ 協議番号	年 月 日 第 号		

- 備考1 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本協議が成立することにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となる。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 都市計画法に基づく区域区分につき、右上の区分の該当するものに○を付けること。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」欄は、協議に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」欄は、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 6 協議が成立したことをもって開発許可があったものとみなされるので、第7号様式等における「協議番号」欄は、上表に記載された協議番号を記載すること。

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町
------------------	------	---------	-----

(規格A4)

添付書類（図面等）に○印を付けること。	
市町長の意見書	(24) 土工定規図
(1) 設計説明書（自己居住用を除く。）	(25) 雨水施設計画平面図
/ (2) 資金計画書（自己居住用、自己業務用(1ha未満)を除く。(12)(13)も同様)	(26) 汚水施設計画平面図
	(27) 給水施設計画平面図（自己居住用を除く。）
(3) 地番表（3筆以上の場合）	(28) がけ断面図
(4) 公共施設管理者の同意書	(29) 擁壁断面図
(5) 公共施設管理予定者との協議経過書	(30) 防火水槽構造図
/ (6) 関係権利者の同意書（印鑑証明書添付）	(31) 排水施設構造図
(7) 消防協議の経過を示す書面	(32) 調整池構造図
(8) 申請区域外の工事施行許可書等	(33) 流末水路構造図
(9) 土地（建物）登記事項証明書	(34) 道路計画平面図（自己居住用を除く。）
(10) 地籍図（公図）の写し	(35) 道路計画縦断面図（自己居住用を除く。）
/ (11) 設計者資格証明書（1ha未満を除く。）	(36) 道路断面図（自己居住用を除く。）
/ (12) 申請者の資力及び信用に関する申告書	(37) 排水計画縦断面図（自己居住用を除く。）
/ (13) 工事施行者の能力に関する申告書	(38) 防災工事計画平面図（原則として1ha未満の場合を除く。(39)(40)も同様)
(14) 法第34条各号証明書（調整区域の場合）	
(15) 開発区域位置図	(39) 防災施設構造図
(16) 開発区域区域図	(40) 排水流量計算書
(17) 現況図	(41) 構造計算書（又は建築確認済証）
(18) 地積図（公図）集合図	(42) 安定計算書
(19) 求積図（全体及び各公共施設）	(43) 予定建築物等の図面（平面図・立面図）
(20) 実測図に基づく公共施設の新旧対照図	(44) その他知事が必要と認める書類
(21) 土地利用計画図	
(22) 造成計画平面図	
(23) 造成計画断面図	

※ 変更協議の場合、変更に係る書類のみ添付することとし、下欄も記入すること。なお、当該協議より前に開発変更協議を行っている場合は、「協議の年月日及び番号」欄の空欄に括弧書きで最終の変更協議年月日及び番号もあわせて記載すること。

協議の年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更の理由	

4 開発許可制度申請手続

第6号様式の3（細則第5条関係）

開発行為変更許可申請書

正

副

三重県知事 宛て 許可申請者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 連絡先 住所又は所在地 氏名又は名称 担当者名 電話及びファクシミリ 都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。		年 月 日 ※手数料は正本の裏面に貼付してください	街調非準外	
開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	所在地及び地番		
	2 開発区域の面積	地目	公簿面積 m ² 実測面積 m ²	
	3 予定建築物等の用途			
	4 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己居住用	自己業務用	その他のもの
	5 工事施行者住所氏名			
	6 法第34条の該当号及び該当する理由			
	7 1から6まで以外の変更の内容			
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号			
変更の理由				
※受付番号	年 月 日 第 号			
※変更の許可に付した条件				
※変更許可番号	年 月 日 第 号			

受付印欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町

(規格A4)

三重県 証紙貼付欄 (手数料は正本のみ)			
1)	2)	3)	4)
(証紙貼付欄 全面のり付)	(証紙貼付欄 全面のり付)	(証紙貼付欄 全面のり付)	(証紙貼付欄 全面のり付)
5)	6)	7)	8)
(証紙貼付欄 全面のり付)	(証紙貼付欄 全面のり付)	(証紙貼付欄 全面のり付)	(証紙貼付欄 全面のり付)
手 数 料 額	円		
添付書類（図面等）に○印を付けること。			
	市町長の意見書		(24) 土工定規図
	(1) 設計説明書（自己居住用を除く。）		(25) 雨水施設計画平面図
	(2) 資金計画書（自己居住用、自己業務用(1ha未満)を除く。 (12) (13) も同様）		(26) 汚水施設計画平面図
	(3) 地番表（3筆以上の場合）		(27) 給水施設計画平面図（自己居住用を除く。）
	(4) 公共施設管理者の同意書		(28) がけ断面図
	(5) 公共施設管理予定者との協議経過書		(29) 擁壁断面図
	(6) 関係権利者の同意書（印鑑証明書添付）		(30) 防火水槽構造図
	(7) 消防協議の経過を示す書面		(31) 排水施設構造図
	(8) 申請区域外の工事施行許可書等		(32) 調整池構造図
	(9) 土地（建物）登記事項証明書		(33) 流末水路構造図
	(10) 地籍図（公図）の写し		(34) 道路計画平面図（自己居住用を除く。）
	(11) 設計者資格証明書（1ha未満を除く。）		(35) 道路計画縦断面図（自己居住用を除く。）
	(12) 申請者の資力及び信用に関する申告書		(36) 道路断面図（自己居住用を除く。）
	(13) 工事施行者の能力に関する申告書		(37) 排水計画縦断面図（自己居住用を除く。）
	(14) 法第34条各号証明書（調整区域の場合）		(38) 防災工事計画平面図（原則として1ha未満の場合を除く。(39) (40) も同様）
	(15) 開発区域位置図		(39) 防災施設構造図
	(16) 開発区域区域図		(40) 排水流量計算書
	(17) 現況図		(41) 構造計算書（又は建築確認済証）
	(18) 地積図（公図）集合図		(42) 安定計算書
	(19) 求積図（全体及び各公共施設）		(43) 予定建築物等の図面（平面図・立面図）
	(20) 実測図に基づく公共施設の新旧対照図		(44) その他知事が必要と認める書類
	(21) 土地利用計画図		
	(22) 造成計画平面図		
	(23) 造成計画断面図		

- 備考 1 「開発許可の年月日及び番号」欄は、当該申請より前に開発行為変更許可を受けている場合は、許可番号欄の空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号もあわせて記載すること。
- 2 ※印のある欄は記入しないこと。
- 3 「その他必要な事項」欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 開発行為の変更の概要は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 5 添付書類は、変更に係るもののみ添付すれば足りる。

4 開発許可制度申請手続

第6号様式の4（細則第6条関係）

開 発 行 為 変 更 届 出 書

正	副
---	---

三重県知事 宛て		年 月 日	街 調 非 準 外
届出者 住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名			
連絡先 住所又は所在地 氏名又は名称 担 当 者 名 電話及びファクシミリ			
都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について次のとおり届け出ます。			
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
開発区域に含まれる地域の名称	所在地及び地番		
変 更 に 係 る 事 項	(変更前)		
	(変更後)		
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			

- 備考1 都市計画法に基づく区域区分につき、右上の区分の該当するものに○を付けること。
 2 「開発許可の年月日及び番号」欄は、開発変更許可を受けている場合は、許可番号欄の空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号も併せて記載すること。
 3 変更に係る事項は、変更前、変更後の内容を対照させて記載すること。

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町

(規格A4)

第6号様式の5（その1）（細則第7条関係）

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担 当 者 名
電話及びファクシミリ

都市計画法施行細則第7条の規定により次のとおり届け出ます。

開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
開発区域に含まれる地域の名称	所在地及び地番		
工 期	着 手 年 月 日	年 月 日	別紙工事工程表のとおり
	完了予定年月日	年 月 日	
連 絡 先	担当者		電話
夜 間 連 絡 先	担当者		電話
工 事 施 行 者	住 所 氏名又は名称 担当者		電話
設 計 者	住 所 名 称 担当者		電話
権 利 関 係 者 同 意 取 得 状 況			

備考1 「開発許可の年月日及び番号」欄は、開発変更許可を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号も併せて記載すること。

2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 工程表
- (2) 捨土又は補足土（搬入土）がある場合には、搬出又は搬入の計画書
- (3) 関係法令の許可状況を示す資料（第6号様式の5（その2））
- (4) 権利関係者の同意書（添付が必要なもの）
- (5) その他知事が必要と認める書類

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町

(規格A4)

4 開発許可制度申請手続

第7号様式の2（細則第9条関係）

工事施行状況報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

報告者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担当者名
電話及びファクシミリ

都市計画法施行細則第9条の規定により、次のとおり報告します。

開発許可の年月日 及び番号	年 月 日 第 号				
開発区域に含まれる地域の 名称	所在地及び地番				
工事施行者連絡先	電話				
工事 進 捗 状 況	設 計		出 来 高		備 考
	工 種	数 量	工 種	進 捗 率	

備考1 「開発許可の年月日及び番号」欄は、開発変更許可を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号も併せて記載すること。

2 この報告書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 工程表
- (2) 防災点検結果報告書及び写真（何年何月現在を明記すること。）
- (3) その他知事が必要と認める書類

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町

(規格A4)

第7号様式の3（細則第9条関係）

開発行為に係る災害発生報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

報告者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担当者名
電話及びファクシミリ

都市計画法施行細則第9条の規定により、次のとおり報告します。

開発許可の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の 名称	所在地及び地番
工事施行者 連絡先	電話
災害発生年月日	年 月 日 (~ 年 月 日)
災害発生の原因	
災害発生の区域	別添図面のとおり (面積 m ²)
被災の状況	
災害 対策	応急措置
	復旧対策

備考1 「開発許可の年月日及び番号」欄は、開発変更許可を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号も併せて記載すること。

2 この報告書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 被災写真及び応急対策写真
- (2) 復旧計画書
- (3) その他知事が必要と認める書類

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町

(規格A4)

4 開発許可制度申請手続

第7号様式の4（細則第10条関係）

工 事 中 止 （ 再 開 ） 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担 当 者 名
電話及びファクシミリ

都市計画法施行細則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
開発行為の場所			
工事施行者	住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 電話		
工 期		中止前の工期	再開後工期
	着手日	年 月 日	(再開日) 年 月 日
	完了予定日	年 月 日	年 月 日
工事中止（予定）期間	年 月 日から 年 月 日まで 日(月)間		
中止（再開）の理由			
中止期間中の措置			
備 考			

- 備考1 「中止期間中の措置」欄は中止時のみ、「工事施行者」欄及び「再開後工期」欄は再開時のみ記載すること。
 2 「開発許可の年月日及び番号」欄は、開発変更許可を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号も併せて記載すること。
 3 工区につき中止する場合は、開発行為の場所欄にその旨明記すること。
 4 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 開発区域位置図
 (2) 現況図
 (3) 中止期間中の措置が分かる防災計画図等
 (4) その他知事が必要と認める書類

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町
------------------	------	---------	-----

(規格A4)

別記様式第4（省令第29条関係）

工事完了届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者 住所
氏名連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担当者名
電話及びファクシミリ

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域又は
工区に含まれる地域の名称

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

3 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること（細則第11条の規定による）。

- (1) 完成図（土地利用計画図、造成計画平面図及び排水計画平面図）
- (2) 細則別表の上欄に掲げる工事の種類に応じ、同表下欄に定める事項を明らかにした写真その他の資料
- (3) その他知事が必要と認める書類
→公共施設の用に供する土地の帰属（寄付採納）に関する調書（別に示す様式による。）

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町

(規格A4)

4 開発許可制度申請手続

別記様式第5（省令第29条関係）

公共施設工事完了届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者 住 所
氏 名

連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担 当 者 名
電話及びファクシミリ

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域
又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

3 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること（細則第11条の規定による）。

- (1) 完成図（土地利用計画図、造成計画平面図及び排水計画平面図）
- (2) 細則別表の上欄に掲げる工事の種類に応じ、同表下欄に定める事項を明らかにした写真その他の資料
- (3) その他知事が必要と認める書類
→公共施設の用に供する土地の帰属（寄付採納）に関する調書（別に示す様式による。）

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町

(規格A4)

規則第11条関係添付資料

公共施設の用に供する土地の帰属（寄付採納）に関する調書

1 開発許可（確認）申請者

2 開発行為場所

3 開発行為内容

(イ) 都市計画法 } ○開発目的 ○開発面積 ㎡
 (ロ) 三重県宅地開発事業
 の基準に関する条例 } ○許可（確認）年月日、番号 年 月 日 第 号

4 完了検査対象区域 全区域 工区（ ㎡）

5 土地の帰属（寄付採納）状況一覧表

施設	概要	延長 (m)	幅員(管径) (m)	面積 (㎡)	登記 承認 予定年月日	備考
道	路					
公	園					
緑	地					
広	場					
下	水 道					
運	河・水路					
	消防用貯水施設					
河	川					
調	整 池					

- ※ (1) この調書は工事完了届出書に添付すること。
 (2) ^{登記} 予定年月日欄には、寄付採納の場合は議会承認の予定日を市町と協議の上記入すること。
_{承認}
 (3) 「都市計画法」による帰属の場合は、登記嘱託書、印鑑証明書の写しを添付すること。
 「三重県宅地開発事業の基準に関する条例」の場合は、寄付採納承認申請書、印鑑証明書の写しを添付すること。
 (4) 土地利用計画図の該当施設を色別して添付すること。

4 開発許可制度申請手続

第8号様式（細則第12条関係）

建 築 等 承 認 申 請 書

三重県証紙
貼付欄

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担 当 者 名
電話及びファクシ

都市計画法第37条第1号の規定による承認を受けたいので次のとおり申請します。

開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
土 地 の 所 在 地 及 び 面 積	所在地及び地番 m²
用 途	
種 別	
都市計画法第36条第3項の公告前に建築物 又は特定工作物を建築又は建設しなければ ならない理由	

備考1 「開発許可の年月日及び番号」欄は、開発変更許可を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号も併せて記載すること。

2 三重県証紙は、貼付欄が足りない場合は裏面に貼付すること。また、三重県証紙は、申請者において消印しないこと。

3 「種別」欄は、新築、改築、増築又は移転の別を記入すること。

4 この申請書には、次に掲げる図面を添付すること。

- (1) 位置図（縮尺3000分の1以上のもの）
- (2) 配置図（縮尺50分の1から300分の1までで、方位及び周辺の状況の分かるもの）
- (3) 各階平面図（縮尺50分の1から300分の1までのもの）
- (4) 立面図（縮尺50分の1から300分の1までで2面以上の外観、意匠等を記入したもの）
- (5) その他知事が必要と認める図面等

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町
------------------	------	---------	-----

(規格A4)

別記様式第8 (省令第32条関係)

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担 当 者 名
電話及びファクシ

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を
廃止した年月日 年 月 日
- 2 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の名称
- 3 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の面積

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「開発許可の年月日及び番号」欄は、開発変更許可を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号もあわせて記載すること。
- 3 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること（細則第13条の規定による）
- (1) 工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類（廃止に伴い損なわれた公共施設の回復計画、災害防止計画等）
 - (2) 開発区域位置図
 - (3) 現況図（一部を廃止した場合は、廃止した部分を明示すること。）
 - (4) その他知事が必要と認める書類

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町
------------------	------	---------	-----

(規格A4)

4 開発許可制度申請手続

第8号様式の2（細則第14条関係）

建築物の形態制限の特例許可申請書

三重県知事

宛て

三重県証紙
貼付欄

年 月 日

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担当者名
電話及びファクシミリ

都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

設計者住所氏名			
工事施行者住所氏名			
土地所有者住所氏名			
建築敷地の所在地番、地目、地積	地目	地積	m ²
開発許可年月日、番号	年 月 日 第		号
建築の種類別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築	建築物の用途 構造・設備	
	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転		
	申請部分	申請以外の部分	合計
敷地面積	m ²	m ²	m ²
建築面積	m ²	m ²	m ²
延べ床面積	m ²	m ²	m ²
建築面積の敷地面積に対する割合			%
延べ床面積の敷地面積に対する割合			%
建築物の高さ			m
申請の理由			
工事着手予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日

備考1 「開発許可の年月日及び番号」欄は、開発変更許可を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号も併せて記載すること。

- 2 三重県証紙は、貼付欄が足りない場合は裏面に貼付すること。また、三重県証紙は、申請者において消印しないこと。
- 3 該当する□の中にレ印をつけること。
- 4 ※印のある欄は記入しないこと。
- 5 この申請書には、次に掲げる図面を添付すること。
 - (1) 位置図 (2) 配置図（敷地の面積、建築物等の位置及び壁面の位置を記入したもの）
 - (3) 立面図（最高の高さを記入したもの） (4) その他知事が必要と認める図面等

受付印欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町

(規格A4)

第9号様式（細則第15条関係）

予定建築物等以外の建築等
許可申請（協議）書

三重県証紙
貼付欄

年 月 日

三重県知事 宛て

申請（協議）者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担当者名
電話及びファクシミリ

都市計画法第42条第1項ただし書（又は第2項）の規定により、次のとおり申請（協議）します。

	当初開発許可を受けた内容	申請（協議）をしようとする内容
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
建築物若しくは特定工作物を建築 若しくは建設しようとする土地又 は用途の変更をしようとする建築 物若しくは特定工作物の存する土 地の所在地		
建築物又は特定工作物の用途		
敷 地 面 積		
延 べ 床 面 積		
建築物若しくは特定工作物を建築 若しくは建設し、又は用途の変更を しようとする理由		

備考1 「開発許可の年月日及び番号」欄は、開発変更許可を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号も併せて記載すること。

2 三重県証紙は、貼付欄が足りない場合は裏面に貼付すること。また、三重県証紙は申請者において消印しないこと。

3 建築物又は特定工作物の用途欄について、改築又は用途変更の場合は、既存の用途を記載すること。

4 この申請書には、位置図（縮尺3,000分の1以上で、方位、当該建築物又は特定工作物の位置及び周辺の建築物又は特定工作物の用途を記入したもの）のほか知事が必要と認める図面等を添付すること。

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町
------------------	------	---------	-----

（規格A4）

4 開発許可制度申請手続

別記様式第9(省令第34条関係)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更
又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">建 築 物 第一種特定工作物</div> の <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新 築 用途の変更 新 設</div> の 許可を申請します。 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>	※ 貼 手 数 料 は 正 本 の 裏 面 に						
三重県知事 宛て 申請者 住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名 連絡先 住所又は所在地 氏名又は名称 担 当 者 名 電話及びファクシ							
1. 建築物を建築しようとする土地又は用途の変更 をしようとする建築物の存する土地又は第一種 特定工作物を新設しようとする土地の所在、地 番、地目及び面積	所在地及び地番 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">地 目</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">公簿面積</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">実測面積</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">m^2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">m^2</td> </tr> </table>	地 目	公簿面積	実測面積		m^2	m^2
地 目	公簿面積	実測面積					
	m^2	m^2					
2. 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築 物又は新設しようとする第一種特定工作物の用 途	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">用 途</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">構 造</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">延べ床面積 m^2</td> </tr> </table>	用 途	構 造		延べ床面積 m^2		
用 途	構 造						
	延べ床面積 m^2						
3. 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既 存の建築物の用途	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">用 途</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">構 造</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">延べ床面積 m^2</td> </tr> </table>	用 途	構 造		延べ床面積 m^2		
用 途	構 造						
	延べ床面積 m^2						
4. 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は 新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1 号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロから ホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該 当するかの記事及びその理由							
5. その他必要な事項							
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号						
※ 許 可 に 付 し た 条 件							
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号						

- 備考1 ※印のある欄は記載しないこと。
 2 4の欄につき、三重県開発審査会基準の場合は提案基準番号を記載すること。
 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をする
 ことについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 4 この申請書には、別紙に掲げる書類を添付すること。

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町
------------------	------	---------	-----

(規格A4)

三重県 証紙貼付欄 (手数料は正本のみ)			
1)	2)	3)	4)
(証紙貼付欄 全面のり付)	(証紙貼付欄 全面のり付)	(証紙貼付欄 全面のり付)	(証紙貼付欄 全面のり付)
5)	6)	7)	8)
(証紙貼付欄 全面のり付)	(証紙貼付欄 全面のり付)	(証紙貼付欄 全面のり付)	(証紙貼付欄 全面のり付)
手 数 料 額	円		

申請書作成要領

書 類 名	備 考		
許可申請書	表紙		
地番表（3筆以上の場合）	地番の若い順に、町名、地番、地積（公簿）、所有者その他の権利者を記入すること		
土地の登記事項証明書	上記関係権利者の権利を明らかにした登記事項証明書		
地籍図（公図）の写し	法務局備付けの公図の写し（登記官の認証印のあるものに限る。）をとり、施行区域を赤線で囲み民有地以外は色別すること（赤、青道等）		
法第34条各号証明書	各号に該当する内容を証明又は説明する書類		
その他指示する書類	他の法令による許可、認可、証明等の写しで都市計画法第43条許可以前に必要なもの（申請中のものについては表紙のその他必要な事項の欄へ記入のこと）		
図書の名称	明 示 事 項	縮 尺	備 考
付近見取図 （位置図）	1 方位 2 敷地の位置 3 敷地の周辺の公共施設 4 敷地から排出される雨水、汚水（処理済み汚水を含む）の放流方向、放流系統	1/3,000 以上	4 青線着色のこと
地積図（公図） 集合図	開発地区の境界（赤枠）、並びに土地の地番及び形状、区域外工事の範囲（赤ハッチング）		申請区域を赤線で囲み、民有地以外は色別すること（赤、青道等）。集合させる必要がない場合は添付不要。
敷地求積図	求積表	1/100以上	申請部分着色のこと
敷地現況図 （土地利用計画図）	1 敷地周辺の道路 2 敷地の境界 3 建築物の位置 4 がけ、擁壁の位置 5 排水施設の位置、水の流れの方向、吐口の位置、放流先名称	1/100以上	1 道路幅、側溝幅 2 赤線着色 5 構造、寸法を記入すること水の流れには青線着色
宅地の断面図	縦断、横断 （現況図へ断面線を記入） 境界（赤線着色）	1/200以上	高低2辺以上（必要に応じて）敷地勾配、道路との高低差、附近敷地との高低差記入のこと
断面詳細図	1 がけ、擁壁 （勾配、保護の方法、種類、水抜穴の寸法、及び間隔） 2 排水施設（形状、種類、各寸法）	1/50以上	高低差が生じる場合種類に応じて必要 種類に応じて必要
建築平面図	1 平面図（各室の用途を記入）、各寸法 2 建築面積請求積表 3 立面図 （改築、用途の変更にあつては従前の建築物の平面図も必要）	1/100以上	店舗等併用の場合は求積表とは別に店舗等部分の面積を求積すること

※これ以外に、必要に応じて、補足、追加図面を要求する場合がある。

※設計図にはこれを作成した者が記名をしなければならない。

4 開発許可制度申請手続

第9号様式の2(細則第16条関係)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更
又は第一種特定工作物の新設協議書

年 月 日

三重県知事 宛て

協議者 所在地
名 称
代表者氏名

連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担当者名
電話及びファクシミリ

都市計画法第43条第3項の規定により
建 築 物の
新 築
改 築
用 途 の 変 更
新 設の協議をします。

建築物を建築しようとする土地又は用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	所在地及び地番		
	地 目	公簿面積 m ²	実測面積 m ²
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	用 途	構 造	
		延べ床面積	m ²
改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	用 途	構 造	
		延べ床面積	m ²
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由			
その他必要な事項			
※ 受 付 番 号	年	月	日 第 号
※ 協 議 成 立 の 条 件			
※ 協 議 番 号	年	月	日 第 号

備考1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

3 この協議書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 付近見取図 (2) 敷地現況図 (3) 開発区域の土地の登記事項証明書 (4) 地籍図(公図)の写し
- (5) 地番表(3筆以上の場合) (6) 法第34条各号証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類 → 法第43条第1項の申請書(別紙)と添付書類は同じ。

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町
------------------	------	---------	-----

第10号様式（細則第17条関係）

地位承継届出（承認申請）書

三重県証紙
貼付欄

年 月 日

三重県知事 宛て

届出（申請）者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担当者名
電話及びファクシ

都市計画法第44条（第45条）の規定による地位を承継した（い）ので、次のとおり届け出（申請）します。

開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
被承継人の氏名又は名称及び代表者氏名	
承継（権原取得）年月日	年 月 日
承継（取得）の原因	

備考1 「開発許可の年月日及び番号」欄は、開発変更許可を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号も併せて記載すること。

- 2 三重県証紙は、地位の承継の承認を申請する場合にのみ貼り付けること。
- 3 三重県証紙は、貼付欄が足りない場合は裏面に貼付すること。また、三重県証紙は申請者において消印しないこと。
- 4 都市計画法第44条の規定により地位の承継を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 一般承継人であることを証する書類
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 5 都市計画法第45条の規定により地位の承継の承認を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 権原を取得したことを証する書類（土地の登記事項証明書等）
 - (2) 当該開発行為を行うために必要な資力を有することを証する書類（第1号様式に準じて作成すること。）
 - (3) 土地所有者等の関係権利者の同意書（第4号様式に準じて作成すること。）
 - (4) その他知事が必要と認める書類

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町
------------------	------	---------	-----

(規格A4)

4 開発許可制度申請手続

第11号様式（細則第18条関係）

三重県証紙
貼付欄

開発登録簿写し交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称及び
代表者 氏名
電 話

都市計画法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しの交付を受けたいので、次のとおり申請します。

開 発 登 録 簿 の 整 理 番 号	第 号
開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
申 請 枚 数	調書 部 図面 枚

備考1 三重県証紙は、貼付欄が足りない場合は裏面に貼付すること。また、三重県証紙は申請者において消印しないこと。

- 「開発許可の年月日及び番号」欄は、開発変更許可を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号も併せて記載すること。
- 調書に続紙がある場合でも、調書は1枚として取り扱う。

受
付
印
欄

※県建設事務所

(規格A4)

4 開発許可制度申請手続

第11号様式の2（細則第20条関係）

三重県証紙
貼付欄

都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

連絡先 住所又は所在地
氏名又は名称
担当者名
電話及びファクシミリ

都市計画法施行規則第60条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 建築主の住所、氏名（上記申請者と同じ場合は記載不要）

住 所	
氏 名	

2 建築しようとする土地の所在地及び地番、地目、面積並びに許可の有無等

所在地及び地番			
地 目		面 積	
開発許可、建築許可等	有・無	年 月 日 第	号

3 建築物の用途、構造及び規模

工 事 種 別	新築 増築 改築 その他（ ）
用 途	構 造
階 数	延べ床面積 m ²

4 適合していることの証明を受けようとする条、項及び号

<input type="checkbox"/>	都市計画法 第 条 第 項 第 号
<input type="checkbox"/>	都市計画法 □第 29 条 □第 43 条 の許可を要しない

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 証 明 番 号	年 月 日 第 号

受
付
印
欄

※県建設事務所	※市町
---------	-----

(規格A4)

4 開発許可制度申請手続

- 備考1 「開発許可、建築許可等」欄は、開発等変更許可を受けている場合は、許可番号欄の空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号も併せて記載すること。
- 2 三重県証紙は、貼付欄が足りない場合は裏面に貼付すること。また、三重県証紙は申請者において消印しないこと。
 - 3 4 適合していることの証明を受けようとする条、項及び号については、該当するものの口に✓をすること。また、許可を要しない場合（下段）は、該当する条の口に✓をすること。
 - 4 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 5 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 付近見取図（縮尺1/2, 500）
 - (2) 配置図（縮尺1/200）
 - (3) 平面図（縮尺1/100）
 - (4) 市街化調整区域に線引き以前からある既存建築物の増改築の場合は、次に掲げる書類
 - (ア) 当該土地及び建築物の登記事項証明書（これにより判断できない場合は市町長が発行する当該土地及び建築物の固定資産評価証明書（建設年度明示のもの）も必要とする。）
 - (イ) 当該建築物が適法に建築されたことを証明する公的書類（建築確認済証の写し等）
 - (ウ) 当該既存土地又は建物の状況を示す2面以上の現況写真
 - (5) 開発許可を要しない証明の場合
 - (ア) 現況と計画が判断出来る図面（盛土、切土、高さ、擁壁高等）
 - (イ) 当該土地の2面以上の現況写真
 - (ウ) 当該土地の全部事項証明書
 - (6) その他知事が必要と認める書類及び図面